

経済産業省工業統計調査の変更等説明資料

1 工業統計調査の変更について

- a 経済産業省が直近で諮問している本調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査における、調査方法及び民間委託の内容等の相違点、入札段階及び委託段階における結果精度や回収率確保の観点からの考え方、対応はどういうものか。
- b 本調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査における、調査員調査及び郵送調査(事業所対象調査及び本社一括調査)について、それぞれいつから民間委託を実施し、前回実績(回収率)はどのようになっているのか。
- また、本調査において、調査員調査と郵送調査それぞれの回収率はどのようになっているのか。特に、従業者 200 人未満と小規模である複数事業所については、調査方法を調査員調査から郵送調査に変更することは問題ないか。
- c 論点a及びbにおける実績及び対応を踏まえ、本調査について、各調査方法の調査対象事業所の範囲を変更することは妥当か。
- d 今回行う調査方法の変更を踏まえて本調査を実施することについて、対応を予定している措置は、回収率確保、統計の質保証及び審査技術の蓄積の観点から問題ないか。

【回答】

- 1 工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査における、調査方法、民間委託による調査の開始年次、前回の回収率、民間委託の内容、考え方、入札段階及び実査段階における結果精度や回収率確保への対応については、別表のとおり。
- 2 工業統計調査については、現在、従業者 200 人未満は地方自治体経由の調査員調査、従業者 200 人以上は国直轄の民間事業者経由による郵送調査、経済産業大臣が指定する企業は本社に対して傘下事業所分も含めて国直轄の民間事業者経由による郵送調査(本社一括調査)で調査を実施している。このため、同一企業傘下に の事業所と の事業者が混在する場合に、 の調査員調査の対象である事業所が、同一企業傘下の の郵送調査対象の事業所と一緒に郵送で調査票を提出するなど、調査票回収の事務に混乱が生じていた。
- このため、円滑な調査が実施できるよう、今回、地方自治体による調査員調査の担当範囲を単独事業所に限定し、複数事業所を国が担当するように調査対象事業所の範囲を変更するものである。これにより、国と地方自治体の担当範囲が明確となり、調査対象事業所からも調査票の提出先で混乱することがなくなるとともに、地方自治体の更なる負担軽減にも資すると考えている。
- 3 一方、今回の変更によって、従業者 200 人未満の複数事業所の一部が調査員調査から民間事業者経由の郵送調査に変更になり、郵送調査の対象事業所が増加することとなるが、工業統計調査の回収率は、前回の平成 22 年調査で全体が 95.6%、調査員調査が 95.5%、郵送調査は 97.7%と高い水準にあり、調査客体も従来から毎年回答して慣れているという状況にあること、結果精度や回収率確保の観点から特に以下のような対応を取ることと考えていることから、特段の問題は生じないと考えている。

< 民間事業者による郵送調査の実施への対応 >

調査対象への経路変更の事前周知

- ・平成 25 年調査から新たに郵送調査に移行する調査対象へは、経路変更に係る事前通知及び事業所情報（所在地、担当部署等）確認の文書を送付する。
- ・調査票や記入の仕方等の関係用品の送付の際にも再度経路変更に係る通知を行い、前回からの経路変更についての周知徹底を図る。

問合せに対するきめ細かな対応

- ・調査票配布後は、民間事業者にコールセンターを設置し、記入方法や調査趣旨等についての問合せがあった場合には提出が円滑に行われるためにきめ細かな説明を行う。また、問い合わせに対応するための民間事業者向けの研修の実施や対象事業所からの問い合わせに対する FAQ 等の対応マニュアル作成も行う。

丁寧な督促

- ・期限までの未提出事業所に対しては、民間事業者より、本調査は政府の基幹統計であり提出の義務があること、実施者には守秘義務があること等を伝え、提出への理解をいただくとともに、事業所にとっては重要なデータを報告頂くという認識をもって丁寧な督促を行う。
- ・民間事業所による回収期間後は、国が業種全体又は集計項目への影響度の高い事業所について、自ら電話・訪問等による督促・回収に努める。

4 審査については、従来より民間事業者においても個票審査を行っているが、長年国において蓄積した審査技術・ノウハウの着実な提供を下記により行い、結果精度の確保に努めることとしている。

- ・民間事業者への審査マニュアル、電算処理説明書等の提供
- ・審査業務に必要な不可欠な産業分類・商品分類に関する国からの説明及び指導
- ・国の審査担当による審査方法の指導

なお、民間事業者が審査を行う事業所は全工業統計調査対象事業所の一部であり、多くの事業所は地方公共団体においても同様の審査をすることとなる。また、国においては引き続き地方公共団体及び民間事業者への審査指導及び総合審査（サマリ審査）を行っていくことから、国における審査技術の蓄積・ノウハウの継承についても問題がないと認識している。

2 前回承認時における今後の課題への対応
(平成 24 年 7 月承認(軽微)時の検討課題)

調査の効率化・簡素化及び統計の正確性の確保等を図る観点から、今後、経済センサス-活動調査の回答状況を検証した上で、調査票を一枚化することについて、平成 25 年度末を目途に検討の上、報告すること。

【回答】

- 1 工業統計調査は、従業者 30 人以上の事業所を対象とした甲調査票と、従業者 4 人以上 29 人以下の事業所を対象とした乙調査票の 2 種類からなっている。甲調査票は、有形固定資産額や製造品等の在庫額、あるいは工業用地・用水量などの調査項目を設定することにより、付加価値額の計測や政策ニーズに必要な製造活動の詳細事項について把握可能な調査票設計としているのに対し、乙調査票は従業者数や製造品出荷額等、調査客体に対する記入者負担の軽減化の観点から、必要最低限の基本的な事項を中心とした調査票設計としている。このため、調査票の大きさも乙調査票が A 4 判とコンパクトであるのに対し、甲調査票は A 3 判と倍の大きさとなっている。
- 2 調査票を一枚化するメリットとしては、調査票の甲乙別の配り分けの必要がなくなること、調査用品の点数が少なくなること、調査票の整理・保管がしやすくなること、等が挙げられる。
一方、デメリットとしては、乙調査票の対象事業所においては調査票が 2 倍に大きくなるとともに、調査関係用品が厚くなり、調査回答への負担感が増すこと、調査票を含めた調査関係用品の作成コストがアップすること、調査員が持ち歩く調査関係用品の重量が増してしまうこと、従来の倍近い保管スペースが必要となってしまうこと、さらに、調査票上での審査時に甲調査票と乙調査票では注意すべきポイントが異なるにもかかわらず一枚化により調査票での区別ができなくなるため、かえって地方での審査事務の効率が低下すること等が挙げられる。
- 3 また、平成 22 年に都道府県に対して実施した調査票一枚化のアンケートによると、一枚化に対して「賛成」3、「反対」27、「どちらとも言えない」12 と、調査実施現場からも反対意見が多いものとなっている。
これは、一枚化のメリットとして考えられていた調査票の配り分けの観点でも、20 年調査から導入したプレプリントにより、調査客体を確認しながらの調査票配布が不可欠となったため、上記メリット の効果が薄らいでいること、逆に一枚化した場合、デメリットの ~ の負担が重くのし掛かってくる可能性があること等がその要因となっている。
- 4 以上のように、工業統計調査においては、調査票の一枚化によるメリットよりもデメリットの影響の方が大きいこと、加えて、昨今の調査環境が厳しくなっている中において、調査対象全体の 8 割を占める乙調査対象事業所での上記デメリット の負担感の増加は、調査拒否に繋がりがねず、ひいては精度の低下に至ることが懸念されるため、工業統計調査においては、従来どおり甲乙別の調査票で調査を実施することとしたい。

(平成 19 年 5 月答申における今後の課題)

工業統計調査については、経済センサスの整備や新たに導入が検討されている公的統計の整備に関する基本的な計画に関する検討の動向に十分留意しつつ、今後、以下の点について検討する必要がある。

- (1)「常用労働者」として調査されている従業者については、他の統計調査との整合性を考慮しつつ、その範囲・概念と用語について見直すこと。

【回答】

- 工業統計調査においては、労働生産性を把握する観点から、その従業者の概念は、雇用ベースではなく、実際に事業所で働いている従事者ベースでの調査項目となっている。
このため、工業統計調査における「常用労働者」は、「正社員・正職員等」、「パート・アルバイト等」、「出向・派遣受入者」(但し、他企業への出向・派遣している者を除く)を範囲としており、「常用労働者」に「個人事業主及び無給家族従業者」を加えたものを従業者としている。一方、「常用労働者」の用語を使用している他の統計調査では、その範囲に「出向・派遣受入者」は含まれないことから、他の統計調査との整合性が課題とされたものと認識している。他統計との混同を避けるため、工業統計調査における「常用労働者」の定義については、調査客体及びユーザーへは、関係書類(記入要領等)やホームページ(利用上の注意)等に記載し周知することで注意喚起を図っているところである。
- このような従業上の地位に係る分類の在り方については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)において「従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。」とされたことを踏まえ、その動向を注視してきたが、総務省において検討が行われた結果、平成 23 年度統計法施行状況の審議の中で、我が国の各統計調査における区分は、「従業上の地位に関する国際分類」(ILO)におおむね従っていること、我が国の各統計調査における区分は、統計調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したものであり、これによって多様な分析を可能としている面もあることから、従業上の地位に係る分類をあえて統計基準として設定する意義及び必要性は低い、との結論を得たことが示されたところである。
- さらに、従業上の地位に係る分類の在り方については、統計委員会基本計画部会第 2 WGにおいて引き続き議論されているところであり、「常用労働者」の用語の扱いについても、その審議状況等を踏まえつつ対応を検討することとしたい。

(参考) 工業統計調査の従業者数の調査項目

6 従業者数(年末現在)		(1)常用労働者のうち雇用者には、他企業へ出向・派遣している者を除いて記入してください。 (2)臨時雇用者については、12月給与の帳簿締切日現在の在籍者数を記入してください。					
(単位:人)	①個人事業主及び無給家族従業者	常 用 勞 働 者				⑤ 計 (①~④の計)	⑥ 臨時雇用者
		②正社員、正職員等	③パート・アルバイト等	④出向・派遣受入者			
男							
女							
合 計		男女の合計を記入してください。→					

従業者数の調査項目については、経済センサス-活動調査の調査項目から工業統計調査の従業者数を算出できるように整合が図られている。

(2)「工業統計調査の結果から二次的に作成される「労働生産性に係るデータ(従業者1人当たり付加価値額等)」については、生産労働と非生産(管理)労働に区分して把握することに対する強い利用者ニーズがあることを踏まえ、従業者を生産労働と非生産(管理)労働に区分して把握することの実査可能性等も検証しつつ、労働生産性に係るデータの整備を図ること。

【回答】

- 1 過去の工業統計調査(甲調査)においては、常用労働者の内訳として「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」の人数を平成2年まで周期的(3年毎)に調査していた。しかし、事業所においてこのような区分をしていないこともあり、記入が困難であるため、記入者の不満が相当強かったことから、平成5年の改正において廃止されたという経緯がある。
- 2 また、生産労働と非生産(管理)労働に区分して把握することについて、製造事業所に問い合わせたところ、できるが相当の手間がかかると言われており、さらに小規模な事業所ほど記入できないということであった。さらに、その理由としては、業務を兼ねている人がいるため分類することができないとのことであった。このように、事業所側の記入者負担が増大することにより、実際の調査を行った際に回答率や精度の低下につながることを懸念されること、実際の調査に当たって統計調査員がこれらの変更に対応可能であるかなど運用面での課題も挙げられることから、実施は困難と判断する。

(参考)平成2年工業統計調査における「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」の定義

- ・「生産労働者」とは、生産物の生産される現場(補助部門を含む。)において、生産業務、その記録業務、これら業務と密接な関連のある業務に従事する労働者をいいます。作業に従事しない職長、組長などの監督的労働者は除かれます。
- ・「管理、事務、技術労働者」とは、管理、経理、営業、人事、福利、厚生、研究などの部門に働く労働者(単純作業に従事する者を含む。)をいい、常時業務に従事する役員も含まれます。

また、「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」については、付加価値額の算出に当たって必要となる重要なデータであることから、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」の区分ごとに把握するとともに、それぞれの公表を行うこと。

【回答】

- 1 工業統計調査では、製造品の出荷額、在庫額等の調査事項については、消費税込みの金額を記入することとしている。このため、「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」を調査して、付加価値額の算出に当たって推計消費税額を求める際に用いている。しかし、「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」のみを調査するのでは、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」の区分ごとの推計消費税額、付加価値額を正確に算出することができないことから、それぞれの区分ごとに直接輸出額の割合を把握することについて指摘されたものと認識している。

2 これを受け、製造品出荷額と製造品出荷額以外の収入について、それぞれの輸出額の割合を記入することができるか、製造事業所に問い合わせたところ、できるが相当の時間がかかると答えた事業者が多く、記入者負担の増大による記入率の低下により、精度の低下が懸念されることから区分毎に輸出額の割合を把握することは困難と考える。

(3)工業統計調査は、統計調査の中でも報告者負担が重いものであるため、経年的な変化が少ない工業用地、工業用水等の調査事項については、報告者負担の軽減を図る観点から、その簡素化又は周期化を図ること。

【回答】

- 1 工業用地、工業用水等の調査事項については、民間の統計ユーザーは少ないものの、とくに地方自治体から調査票情報の二次利用申請を毎年 20～30 件程度受け付けており、企業誘致や工業用地に係る施策、公共下水道整備事業計画などに活用されているところである。
- 2 本調査事項は他に代替できるような統計データはなく、調査票情報の二次利用申請に対して、工業用地、工業用水に係る各調査項目のデータ提供を行っていることから、その簡素化については現時点では困難と考えている。
- 3 また、当該調査事項の周期化についても、地方自治体等による調査票情報の二次利用申請において複数年のデータ利用を必要とする場合があること、前年数値を参照できなくなると、かえって記入者負担が増える可能性があり、さらに、審査精度の低下につながるものが危惧されることから、現時点では毎年調査することが必要と考えている。
- 4 しかしながら、工業統計調査については、これまでも報告者負担の軽減に対する要望が寄せられていることから、行政ニーズを把握しつつどのような対応が可能であるのか引き続き検討していきたい。

調査方法及び民間委託業務に関する比較表

(別表)

	工業統計調査(平成25年調査)	商業統計調査(平成26年調査)	特定サービス産業実態調査(平成26年調査)
調査方法	①調査員調査(地方自治体経由) 単独事業所(約30万事業所) ②郵送調査(国直轄の民間事業者経由) 複数事業所(約4.7万事業所)。うち、一部は「本社一括方式」を採用。	①調査員調査(地方自治体経由) 単独事業所(約132万事業所) ②郵送調査(国直轄の民間事業者経由) 複数事業所(約40万事業所)。全て「本社一括方式」を採用。	郵送調査(国直轄の民間事業者経由)
(理由)	調査員の確保難及び地方自治体の統計職員の縮減等の厳しい状況の中において、単独事業所を調査員調査とし、複数事業所を郵送調査にて実施。また、複数事業所の一部については、事業所における記入負担を考慮し、「本社一括方式」を採用。	調査員の確保難及び地方自治体の統計職員の縮減等の厳しい状況の中において、平成26年経済センサス基礎調査との同時実施の観点から、単独事業所を調査員調査とし、複数事業所を郵送調査にて実施し、複数事業所については全て「本社一括方式」を採用。	調査員の確保難及び都道府県の統計職員の縮減等の厳しい状況の中において、他の調査と比較しても特に負担の大きい特定サービス産業実態調査については、対象の全てを国直轄の民間事業者経由の郵送調査にて実施。
民間委託調査開始年次	平成19年調査	平成26年調査(予定)	平成20年調査
前回回収率	○平成22年調査 ・全体:95.6% ・調査員調査:95.5% ・民間郵送調査:97.7%	○平成19年調査 ・全体:96.4% ※前回の平成19年調査では、調査員調査と郵送調査(本社一括調査)があるが、民間委託は行っていない。	○平成22年調査 ・全体:82.1% ・調査員調査:84.2% ・民間郵送調査:62.8%
民間委託内容・範囲	民間委託内容:調査方法のうち、「②郵送調査」を民間委託。 民間委託範囲:調査票の配布・回収・督促・審査	民間委託内容:調査方法のうち、「②郵送調査」を民間委託。 民間委託範囲:調査票の印刷・配布・回収・督促・審査	民間委託内容:全調査対象(郵送調査)を民間委託。 民間委託範囲:調査票の印刷・配布・回収・督促・審査・集計表作成
委託対象数(概数)	約3,000企業(予定) 約36,000事業所(予定)	約77,000企業(予定)	約55,000事業所(予定)
民間委託の考え方	調査員の高齢化や確保難、国及び地方自治体の統計職員の縮減等、統計調査の実施環境は年々厳しさを増しており、調査員も含めた地方自治体の事務負担の軽減が喫緊の課題となっている。こうした状況下において、民間事業者を活用した調査の実施は、地方事務の負担軽減策として有効な手段とされており、大規模調査においても調査の特殊性を考慮した上で積極的に導入しようと考えているもの。具体的には、 ①調査全体を包括的に民間委託できる規模か否か。 ②包括的民間委託が困難な大規模調査の場合については、調査客体や調査実施者が混乱せず、円滑な調査が可能となるよう調査員調査との役割分担を明確化する。 ③その上で、調査客体からの回答が得られやすい調査システムを設定する。 という方針のもと、民間委託の方法について整理している。		
(理由)	上記、『民間委託の考え方』を当てはめると、②及び③で整理。	上記、『民間委託の考え方』を当てはめると、②で整理。	上記、『民間委託の考え方』を当てはめると、①で整理。
調査精度維持対策(入札・仕様書)	(予定) 審査においては、前回データを貸与し、審査に供するなど従来と同基準の審査を行う。 仕様書に回収率の目標を設定する。 督促方法や回数の設定。	(予定) 審査においては、前回データを貸与し、審査に供するなど従来と同基準の審査を行う。 仕様書に回収率の目標を設定する。 督促方法や回数の設定。	(予定) 審査においては、前回データを貸与し、審査に供するなど従来と同基準の審査を行う。 仕様書に回収率の目標を設定する。 督促方法や回数の設定。
(実査時・実査後)	・配布・回収については、進捗管理の徹底及びコールセンターの適正な運営に向けた指導を行う。 ・審査については、国のノウハウをまとめたマニュアルを提供するとともに、国が最終的な確認を行う。 ・回収状況の進捗管理については、進捗管理を定期的(毎週)に行うとともに、必要に応じて民間事業者に対して督促改善指示を出す。また、民間事業者の督促後、国や県の職員による督促も行う。	・配布・回収については、進捗管理の徹底及びコールセンターの適正な運営に向けた指導を行う。 ・審査については、国のノウハウをまとめたマニュアルを提供するとともに、国が最終的な確認を行う。 ・回収状況の進捗管理については、進捗管理を定期的(毎週)に行うとともに、必要に応じて民間事業者に対して督促改善指示を出す。また、民間事業者の督促後、国や県及び市の職員による督促も行う。	・配布・回収については、進捗管理の徹底及びコールセンターの適正な運営に向けた指導を行う。 ・審査・集計については、国のノウハウをまとめたマニュアルを提供するとともに、国が最終的な確認を行う。 ・回収状況の進捗管理については、進捗管理を定期的(毎週)に行うとともに、必要に応じて民間事業者に対して督促改善指示を出す。また、民間事業者の督促後、国の職員による督促も行う。